身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)に関する意見募集の結果について

- ○本件に関する意見募集は終了しました。
- 〇令和6年1月12日(金)から令和6年2月13日(火)の期間、ご意見を募集 した結果は次のとおりです。

実施したパブリックコメントの内容は下記のとおりです。

■ 目的

総合戦略は、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること」を目的とした、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、「本町の人口減少の克服」と「まち・ひと・しごとの好循環の確立」を目指し、中期的な基本的目標と具体的な施策などを策定するものです。

■ 背景

本町では、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、 令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、第2期身延町まち・ひ と・しごと創生総合戦略を策定し、取り組みを進めてきました。

一方、国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとし、構想の実現を図るため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定いたしました。

本町においても国による「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定を受け、まち・ひと・しごと創生法第10条により国の総合戦略を勘案し、「第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にデジタル技術の活用を追加する改訂を行い、『身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略』を策定いたします。

本計画の策定にあたり町民の皆様からのご意見を次のとおり募集いたします。

■ 対象となる計画

• 身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)

■ 公表場所

- 身延町ホームページ
- 身延町役場 本庁 企画政策課
- 身延町役場 下部支所
- 身延町役場 身延支所
- 身延町役場 久那土出張所
- 身延町役場 古関出張所

■ 閲覧時間

• 本庁舎、支所、出張所ともに平日の午前9時から午後5時まで

■ 募集期間

令和6年1月12日(金)~令和6年2月13日(火)【必着】

■ 意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方
- 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・町の行う施策等に利害関係を有するもの
 - ※ご意見提出の際、具体的に要件を満たす方である旨、詳細に必要事項を記載してください。

■ 意見提出方法

- ・意見書用紙に必要事項をご記入のうえ、次の方法により提出してください。
 - ①計画(案)の公表場所窓口へ直接提出
 - ②郵送により提出

郵送先: 〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地

身延町役場 企画政策課 企画政策担当 あて

- ③FAXにより提出(送信先:0556-42-2127)
- ④Eメールにより提出(送信先:kikaku@town.minobu.lg.ip)

■ 提出用紙

「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)に対する意見書」(別紙1) をダウンロードしてください。また、公表場所にも用意してあります。

■ 記載要領

• 「お名前(ふりがな)」「性別」「年齢」「ご住所」「連絡先」欄は必ずご記入 ください。(記入の無い場合は無効となります。) • ご意見はできるだけ具体的にご記入ください。趣旨が不明なものについては、意見として取り扱うことが困難な場合があります。

■ 意見募集結果の公表

- ・提出されたご意見につきましては、内容ごとに整理・分類し、町の考え方ととも に町ホームページで公表します。(ご意見に対して個別に回答は行いません。) なお、類似するご意見はまとめて公表することがあります。
- ・意見募集結果の公表の際は、ご意見の内容以外(住所・氏名等の個人情報)は公 表いたしません。
- 次に該当するご意見については、町の考え方の公表は行いません。
 - ・個人または法人の誹謗・中傷に関するもの
 - 本計画に関連のないもの
 - 公表することにより、他に重大な影響を与えると実施機関が判断するもの

■ 受付意見数

1名(17件)

ご意見をいただきました皆様には貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

■ 意見の内容及び意見に対する町の考え方

| | ページ | 項目 | 意見 | 意見に対する町の考え方(対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|---|-----|-----|---|-----------------|-------------|-------|
|] | 1 | の目的 | 冒頭の「総合戦略」という言葉が、身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略のことを示しているのか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のことを指しているのか、あるいは国のデジタル田園都市国家構想総合戦略のことを指しているのか、いずれも総合戦略という用語が付く名称である故紛らわしく、初めて読む者には言葉の定義が不明確である故文章の意味が理解し難い。 | <u>は</u> 」に修正。 | 有 | 企画政策課 |

| | ページ | 項目 | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|---|-----|----|---------------------------|---|-------------|-------|
| 2 | 2 | | 「第1期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下 | 期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を計画期間中に改訂することと、町の最上位の計画である第2次身延町総合計画後期基本計画の終期と合わせることから現在の計画期間を2年間延長し、令和8年度までとしています。 このことにより、次期の総合戦略は、第3次身延町総合計画と併せてスタートすることができ、総合計画と総合戦略が同じ期間・方向性となることで、重点的な事業推進を図ることができると考えています。 その他ご意見を踏まえ「第1期総合戦略」、「独自推 | 有 | 企画政策課 |

| | ページ | 項目 | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|---|-----|-------------------------|---------------------------|--|-------------|-------|
| 3 | | ジョン(地域 が目指像) 理想像) | 特に二つ目の「・・の地域資源と人財を組み合わせた事 | たり、国による「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」が改訂され、新たに地域ビジョン(地域が目指すべき理想像)を地方版総合戦略(身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略になります。)に記載するよう努めてください。との文言が追加されました。このため、身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略は、第2次身延町総合計画と一体的に推進していくことから、第2次身延町総合計画の目指す将来像を踏襲した、「身延町の地域ビジョン(目指すべき理想像)」を | 無 | 企画政策課 |

| | ページ | 項目 | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|---|-----|--------|---|---|-------------|-------|
| 4 | 9 | と基本的方向 | KPI (重要業績評価指標) ◆新規雇用者数 (出典元:総合戦略関連雇用者数企画政策課調査)基準値:43人(平成30年度)→20人以上増加(令和6年度) ◆就職奨励金の支給者数 (出典元:身延町定住促進に関する条例支給者実績)基準値:12人平成30年度15人以上(毎年度)と表記されているが、基本目標および基本的方向を列記した後に記載されている関係で、これがいれのKPIに相当するものなのか標題が記載されていないので分かりにくい。国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」のように、基本目標1.地域に根ざした雇用の創出の重要業績評価指標など分かりやすい表記とすることが望ましい。あるいは12Pの「第4章具体的な施策の基本目標1.地域に根ざした雇用の創出」の下に記載することで基本的方向(施策)のKPIとの関係性も明確化し分かりやすくなるので、そちらに記載するやり方もあるのではないかと考える。基本目標2~5も同様。 | ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 第4章具体的な施策の基本目標の後に、KPI(重要 業績評価指標)を加筆。 | 有 | 企画政策課 |

| | ページ | 項目 | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|---|-----|------------|--|---|-------------|-------|
| 5 | | 及び新規事業所の誘致 | ことにおいては、KPI目標値を見る限りとても期待できない印象である。アンケートをみてもそうであり、町大部分が過疎化が進む現状に危機感を抱いているなか、企業誘致が一向に進まず、結果過疎化の進展に指を加えてみているよりほかないのだろうかという脱力感に見舞われる。所詮、生計を立てられなければ住むことはできないのは当然でありる。今のまま過疎化が進めばいずれ自治運営がですなる地区もどっても活動ができないすべて行政負担で対処しなければならなくなりすべて行政負担で対処しなければならなくなりすべて行政負担で対処しなければならなくなりすべて行政負担で対処しなければならなくなりすべて行政負担で対処しなければならなくなりすべて行政負担で対処しなければならなくなりすべて行政負担で対処しなければならなくなりまで、結果町の財政を圧迫する要因ともなりう | の雇用創出力の向上を図ることは重要と考えています。 身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略では、基本 目標1に掲げる取り組みとしてのり組んでいます。 企業を誘致することは容易ではありませんが、幅広く 企業を誘致することは容易ではありませんが、幅広く 企業を誘致の取り組みを進めていきます。 また、中部横断自動車道の開通により交通の利便性は 高まっており、町外への通勤もて、変通の利便性は 高まっており、軽住希望者等への住環ウンながる新たな といます。今後、実施しています。 を地分譲事業の検討を実施しています。 | 無 | 企画政策課 |

| | ページ | 項目 | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|---|-----|------------------------------------|--|--|-------------|-------|
| | | | ばならないものと考ええるが如何でしょうか。 本総合戦略立案に当たってそれらの問題点の洗い出し掘り下げはどの程度なされているのでしょうか。そのうえでの本施策でしょうか(各課の施策及びKPIが達成可能な範囲に縛られ、総合計画や将来ビジョンの達成を目指すべく熱意、意気込みが伝わってこないのも残念であるが)。 それから企業誘致がなかなか進まなければ、中央道、中部横断道、将来のリニア開通(身延線沿線の駅とリニアの境川駅を直結する案も浮上している由)など基幹交通の交錯しうる地域としてベッドタウン化(身延町単独で無理であれば隣接地域と協働も考慮)の方策も考えてみる余地があるのではないか。如何でしょうか。 | | | |
| 6 | | も活用したサ テライトオ フィス誘致を 推進します | 現在のホームページにサテライトオフィスのお試し体験が掲載されているが、これまで利用された方はどの程度あるのですか。果たしてこの方策を続けて誘致できるのか疑問です。他の自治体の成功例も参考にしながら技本的に検討する余地があるのではないでしょうか。自前を無理であれば他の企業に業務委託して、本格的に対策を講じる必要があるように思いすインスを新規に作り公募してみてはどうか。仮にサテライトオフィスを新たに切替えてはどうか。仮にサテライトオフィスを新たにでしても誰も来なければ、貸しオフィスや賃貸住居などに切替えて売りに出すなど二段三段の戦略を練りながら検討することも必要ではないでしょうか。 | お試しオフィスは、それぞれの事業者がお客様のテレワーク等に対応して独自に営業しているもので、利用実績は0、または把握をしていないとのことです。 誘致の取り組みはホームーページへの掲載、チラシの配布、マッチングイベントへの参加等においてPRをしています。今後、各企業あてPRメールを配信する業務委託を検討しています。その他にも効果的な手法があれば導入し、推進していきます。サテライトオフィスの新規設置につきましては、企業 | 無 | 企画政策課 |

| | ページ | | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|---|------------|---|---|---|-------------|----------|
| 7 | | 町内観光施・事力・魅力・動物・動物・動物・動物・動物・動物・動物・動物・動物・動物・動物・動物・動物・ | 身延山久遠寺、下部温泉施設、博物館、東術館、木喰の里微笑では、大水の里微笑では、大水の地図とは、大水の地図を変換が、大水のでは、大水のは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水のでは、大水がは、大水がは、大水がは、大水がは、大水がは、大水がは、大水がは、大水が | 観光目的の交通においては民間の路線バス、タクシーがございますので、積極的にご利用いただければと思います。 バスの自動運転のご意見ですが、現在の自動運転技術では本町の道路・交通の状況に対応することは難しく、導入は決まった区間の往復運転が専らと認識していま | 無 | 観光課交通防災課 |
| 8 | 15 (13) | にWi-Fi環 境の整備 | アクションプランに町内の公共施設にWi-Fiを設置し、観光客の利便性を高めます、とあるが、Wi-Fiはサテライトオフィスの誘致およびテレワーク実施者の誘引のためにも空き家の利用等を踏まえ幅広く設置していくことも必要ではないか。即ち1-1 起業支援及び新規事業所の誘致の施策にも加え併せて実施していくべき事柄ではないかと考えるが如何でしょうか。 | | 無 | 企画政策課 |
| 9 | 16 | 近隣町との連 携 | 本栖湖の観光拠点を抱えていることから広域的観点から富士五湖周辺の観光地を抱える市町村との連携も考えてみる余地はあるのではないか。あるいは南アルプス広域観光エリア(仮称)と銘打って関係する自治体(県も含む)と協働して観光客の取り込みを行うのも一案ではないだろうか。 | 富士五湖地域から峡南地域への観光客の周遊に向け | 無 | 観光課 |

| | ページ | 項目 | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|----|-----|-----------|---|---|-------------|-------|
| 10 | | の意見交換会の開催 | 校生との意見交換会(町長と語る高校生の集い)開催」 (39.8%)であったことを踏まえ、施策内容の見直しを検 討してもいいのではないのか。例えば、単に町長と高校 生の懇談会を催すのではなく、身延町三校(身延高校、 峡南高校、身延山高校)の高校にテーマを与えて高校生 数人のグループもしくは単独で検討してもらい、それを 公募し優秀な内容のものを表彰し何らか特典を与えるコ ンペティション形式にする方が、様々なアイデアの発掘 | 全員から参加してよかったとの感想のほかに、身延町について真剣に考えることができてよかった。身延町の将来を考える機会になった。自分のためになり、身延町のことが好きになった。などのご意見をいただきました。 ご意見のコンペティション形式につきましては、身延 | | 企画政策課 |

| | ページ | 項目 | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|----|-----|---------------|---|---|-------------|---------------|
| 11 | 20 | キュラムの実施と人財の確保 | 本国家戦略を実育成には、てならしないできタル人材の育成・確保に関するを進めたが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対しているが、一次を対している。ので、が、一次を対して、が、一次を対して、が、一次を対して、が、一次を対して、が、一次を対して、が、一次を対して、のでは、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対して、のが、一次を対し、は対し、は対し、は対し、は対し、は対し、は対し、は対し、は対し、は対し、は | 国家構想の実現に向け、引き続き、デジタル実装の前提となる3つの取組(ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組。)を協力に推進する。としています。町では、デジタル人材の育成にもつながる取り組みとして、小中学校の児童生徒にタブンット端末を貸与して、小中学校の児童生徒にタブ業にデジタルを取りとして、小学校5、6年生を対象としたプログラシング教室の開催や誰一人取り残されないための取り組みを力として、町民を対象としたスマートフォンなどの講習会を開催し、ICT活用力の向上を図る取り組みを推進して | 無 | 企画政策課学習課生涯学習課 |
| 12 | 20 | カリキュラム | 観光課と産業課の地域おこし協力隊の活用のアクションプランおよびKPIは全く同じ内容が記載されているが、これはどういう意味ですか。担当課が異なっているだけで内容は全同とは何を意味し、各々の課は独自に何を具体的に実施するのですか。それぞれ具体的施策を明記すべきではないかと考えるが如何でしょうか。 | アクションは、地域おこし協力隊員がしうる自由な活動を制約することがないように、アクションの内容等、 方向性のみに止めています。 | 無 | 観光課 産業課 |

| | ページ | | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|----|-----|------------------|--|---|-------------|---------------------|
| 13 | 26 | 安心して暮ら せる支援の充 | など、移住・定住の促進」などの施策があるが、移住者の施策にもこの子育て支援のことをPRする方策を取り入れてはどうか。子育て支援の充実は子育て世代の者には大変魅力的である。本総合戦略を以て大きな成果を導くためには部門横断的に施策を立案し遂行していくことも重要と考える。この課題(「3-1 空き家の活用や宅地分譲を推進するなど、移住・定住の促進」などの施策)については企画政策課、子育て支援課、学校教育課などが連携を図り協働して対処していくことも考える余地があるのではないか。 | 町ホームページと子育てに特化した身延町子育でサイト「NOBI NOBI」との相互リンクを行っており、身延町に興味を持ちホームページにアクセス、閲覧されている方へPRをしています。 「NOBI NOBI」にあたっては企画政策課と子育て支援課の共同作成となっており、部門横断的な連携も図って年度に作成予定の身延町PRパンフレットにおいて、子育で支援についただければと考えております。 「NOBI NOBI」では相互リンクにより、他の移住定住に関する施策も閲覧できますが、個人情報保護の観点もあり、インスタグラム等のような発信の仕方が難しい場合があります。慎重に対しながら、デジタル媒体の活用について継続して取り組みたいと考えます。また、ご意見のとおり、この取り組みは企画政策課の他に子育て支援を担当する、学校教育課、子育て支援 | 無 | 子育で支援 課 企画政策課 |
| 14 | 31 | | 交流・防災拠点の整備を検討の二つのアクションプランおよびKPIは全く同じ内容が記載されているが、これはどういう意味か。一方は企画政策課であり、他方は財政課および関係各課となっている。各々何を独自に実施するのか見えない。それぞれ具体的施策を明記すべきではないかと考えるが如何でしょうか。 | 企画政策課によるアクションは終了しているため、わかりやすいように、「 <u>5-1-(1)-②</u> 」を削除し、5-1-(1)- | 有 | 企画政策課財政課 |

| | ページ | 項目 | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|----|-----|--|---|---|-------------|-------|
| 15 | | 5-2 公共交通 機関の充実 | KPIが町営バス、乗り合いタクシー、町営公共交通機関利用者数としているが、それがどうして利便性向上の重要業績評価指標(KPI)となりうるのか。例えば観光客が増えそれにより利用者数が増えることもあるが、それを以て利便性が向上したとは言えないはずである。即ち単に利用者数の増分を以てKPIとすることは利便性向上の評価指標としては適格性に欠け適切ではなく指標結果をはき違える危険性が存すると言えるが如何でしょうか。しかも利用者数43,806人(H30)→44,000人(R8)の僅か200人増を以て利便性向上を果たしたと評価をするということが妥当といえるのでしょうか。 | 本町の公共交通事業につきましては、住民の足の確保 に重点を置いて運行しているため、人口が減少している 現状での利用者数の増加を目標に置くことは十分に妥当 と考えています。 | 無 | 交通防災課 |
| 16 | | でである。「おおおから、「おおから」という。「おおから、「おおから」という。「おおから、「おおから」という。「おおから、「おおから、「おおから、「おおから、「おおから、「おおから、「おおから、「おおから、 | 防災に関する予生をできるできるだがりに関する子生を心できるできるできるないのできるないのできるないのできるないのできるないのできるないのできるないのできるないのできるないのできるないのできるないのできるないのできるないのできるないのでできるないのでできるないのでできるないのでできるないのででできるないのででできるないのででででいる。このではいるとしてではいるででででででででででででででででででででででででででででででででででで | で責任をもって管理運営をするものであり、毎年の点検、設備周辺の補強、大規模地震発生の際には発電用水の取水停止措置を行うマニュアル等、確認をした旨、2月14日に報告済みです。 確かに波木井地区の水槽は特殊な環境かもしれませんが、自分の家の上部、裏山に建物などが存在し危険を背に暮らしている方は町内に大勢います。 交通防災課は、総ての町民を対象に日常の備えの大切 | 無 | 交通防災課 |

| | ページ | 項目 | 意見 | 意見に対する町の考え方 (対応) | 計画修正 の有無 | 担当課 |
|----|-----|----|---|---|-------------|--------------|
| | | | 本来、行政は町民の宇宙では、大大では、大大では、大大では、大大では、大大では、大大では、大大では、大 | | | |
| 17 | 34 | | 公共施設への AED設置の普及のアクションプランには設置数については触れているが、それを扱える人材については触れていない。既にAEDを扱える人材(上級救命技能認定等資格取得者等)は十分配置されているということなのか。AEDを多く設置しても使いこなせる人がいなければ意味をなさないが、研修・育成、人材配置等についてはどう考えているのでしょうか。 | 観光課関連施設につきましては、AED設置施設の指定管理者に対して、講習会の開催を指導し、施設において実施しています。 生涯学習課関連施設につきましては、公民館や社会体育施設等の施設については、常駐する職員がいないため、音声ガイド付きのAEDを設置しています。また、会議等開催時にAEDの使用方法について説明していきます。 | 無 | 観光課 生涯学習課 |